

第12号 ゴミ減量トレンドィ

2016.3.1発行

STOP! 不法投棄

不法投棄は 犯罪 です!

ごみを違法にみだりに捨てた者は、5年以下の懲役又は1000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられます。
法令や市のルールを守り、適正にごみを処理するようお願いします。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一部抜粋】

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。




第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

三島市では、警察と連携し、9人の不法投棄監視員が日夜ごみの不法投棄に目を光らせています。
市民の皆さんも10人目の監視員となってください

不法投棄を見つけたら、三島警察署(電話 981-0110)又は三島市生活環境課(電話 971-8993)まで通報をお願いします。

4月1日から粗大ごみ戸別収集事業がスタートします！

<p>対象 ※右の全てに該当するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所に出せない、最大の辺又は径が30cmを超え2m以下の可燃ごみ ごみ集積所に出せない、最大の辺又は径が50cmを超え2m以下の不燃ごみ 総重量100kg以下のもの。 清掃センターで処理できるもの。 市の作業員2名で持ち運びができ、粗大ごみ収集車で運搬できるもの。 市が指定する日時及び場所に出すことができるもの。 
<p>手数料</p>	<p>1回につき2,000円</p>
<p>申込み手続き</p>	<ol style="list-style-type: none"> 三島市生活環境課に電話（971-8997）又は直接来所する。 住所、氏名、電話番号及び粗大ごみの品目等を申し出る。 収集日と収集場所を約束する。 市から手数料の納入通知書が自宅に送付される。 収集日の前日までに、指定金融機関で手数料を納付する。 納付書に添付された「粗大ごみ収集通知書兼収集票※」を切り離し、粗大ごみ（複数ある場合はその一つ）に貼る。 収集日の午前8時までに約束した収集場所に粗大ごみを排出する。 ※金融機関の領収印が無いものは無効となります。  <p>当日は留守に してもいいんだ。 便利だなー！</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事前に申込みが無い粗大ごみは収集できません。 領収印のある粗大ごみ収集通知書兼収集票が貼っていない粗大ごみは収集できません。 収集日は年末年始を除く平日となります。 収集場所は、原則、ご自宅の玄関先（マンションやアパートの場合は建物1階の出入口付近）になります。 マンション等に管理人がいる場合は、事前に排出者ご自身で了解をとってください。 ご自宅の中にある粗大ごみは、原則、収集できません。三島市の許可を受けた収集運搬業者にご相談ください。 市で収集場所に台秤を持参し粗大ごみの重さを量ります。 100kgを超える粗大ごみは収集できません。粗大ごみが複数あり、全体で100kgを超える場合は、100kg以下まで収集します。 納付していただいた手数料は、原則、お返しできませんので、お間違いが無いよう申込みをお願いします。 収集できる粗大ごみはご家庭で出たものだけです。事業所のものは収集できません。  <p>収集票を粗大ごみに貼るのを忘れないようにしないとね！</p>

※申込みの受付は4月1日からとなります。
※高齢者世帯や障がい者世帯の粗大ごみ収集は、4月1日から当事業に統合し有料となります。

ご不明な点は生活環境課までご連絡ください。【専用ダイヤル（971-8997）】

※3月31日までは電話（971-8993）にご連絡ください。



4月1日からミックス古紙の取扱いが変わります！

「ミックス古紙」の出し方と対象品目が増えます！

【変更点】 出し方

これまでの「紙袋に入れる」、「紙箱に入れる」、「新聞紙に包む」の他に、**透明なビニール袋やポリ袋に入れて出せるようになります。**三島市指定ごみ袋で出すこともできます。



①紙袋に入れる



②紙箱に入れる



③新聞紙に包む



④透明なビニール袋や
ポリ袋に入れる



今までより、ミックス古紙が出しやすくなったね！

【変更点】対象品目

- ① セロハン付き窓あき封筒は**セロハンを取らず**に出すことができます。
- ② ティッシュペーパーの箱は**ビニールを取らず**に出すことができます。
- ③ ビニールコーティングされた紙は**ビニールを取らず**に出すことができます。
- ④ **ラップの箱の刃を取らず**に出すことができます。
- ⑤ **アルミ箔が付いている紙や紙パック**をそのまま出すことができます。
- ⑥ **金具付き紙製ファイル**をそのまま出すことができます。
- ⑦ **ホチキスやクリップ留めされている紙**をそのまま出すことができます。
- ⑧ **写真**を出すことができます。



ミックス古紙を
分別しましょう！



①



②



③



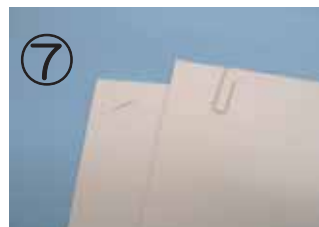
④



⑤



⑥



⑦



⑧

【注意点】

- ・雨の日は出来るだけ出さないでください。
- ・極端に汚れた紙、においの強い紙、油や水分を含んでいる紙はミックス古紙に出せません。燃えるごみとして出してください

焼却施設や最終処分場の延命化を図るため、**ミックス古紙を分別し、燃えるごみの減量にご協力をお願いします。**



4月1日から**その他の燃えないごみ**の大きさが拡大します！



地域のごみ集積所に出せる、陶器・ガラス、おもちゃ、金属、小型家電等の「**その他の燃えないごみ**」の大きさを、以下のとおり改定します。

現 行	概ね30cmまで
4月1日～	概ね50cmまで

粗大ごみで出すものが少なくなるね！



清掃センターへの持ち込みごみの処理手数料が変わります

ごみの減量やごみ処理費用の負担の公平化及びごみ処理にかかる税負担の軽減を図るため、平成28年4月1日から**清掃センターにごみを持ち込む際の**処理手数料を改定します。

市民や事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	現 行	改正後 (H28.4.1～)
生活系ごみ	無 料	100kg まで 1,000 円 (100kg を超えるときは 10kg ごとに 100 円を加算した額)
事業系ごみ	100kg まで 750 円 (100kg を超えるときは 700 円に 50kg ごとに 350 円を加算し 100 分の 108 を乗じた額)	100kg まで 1,200 円 (100kg を超えるときは 10kg ごとに 120 円を加算した額)

清掃センターからのお知らせ ～焼却施設の大規模改修工事が終了しました～

清掃センター焼却施設の延命化と安定的な稼働を図るため、長寿命化計画に基づき実施した基幹的設備の改良を主な内容とする焼却施設の大規模改修は、平成25年9月の着工から約2年半をかけ、A系統、B系統及び共通設備の更新工事を行い、この度終了しました。

また、工事後に実施した排ガス測定等の性能試験の結果から、工事が安全に施工されたことが確認できました。

工事期間中の市民の皆さまのご理解とご協力に感謝いたします。



ろ過式集じん器



今後、**焼却炉を15年間稼働**しなければ
ならないんだって。

焼却炉の負担を少なくするために、**ごみの減量と分別**に協力
しましょう。



発 行 者

〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94 三島市環境市民部生活環境課 (清掃センター)

TEL : 971-8993 FAX : 971-8994 メール : seikan@city.mishima.shizuoka.jp